

平成 29 年 11 月 30 日

高圧ガス保安法令関係例示基準資料集 第 8 次改訂版

【正誤表 その 2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所は、下線で示しました。訂正のうえ、ご使用ください。

頁、該当箇所	正	誤
P72 2 2. 障壁	1. (略) 1.1 (略) 1.2 コンクリートブロック製障壁 コンクリートブロック製障壁は、直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ 15cm 以上、高さ 2m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のものであること。 1.3 (略) 2. ~3. (略)	1. (略) 1.1 (略) 1.2 コンクリートブロック製障壁 コンクリートブロック製障壁は、直径 9mm 以上の鉄筋を縦、横 40cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ 15cm 以上、高さ 2m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のものであること。 <u>なお、移動式圧縮水素スタンドにて設置する鋼板性障壁は、厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のものであること。</u> 1.3 (略) 2. ~3. (略)